

(事務連絡)

平成 20 年 4 月 7 日

各訪問系サービス事業所管理者 様

京都市保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課長  
(在宅福祉第一担当 電話 075-222-4161)

訪問系サービス（重度障害者等包括支援及び共同実践）の取扱いについて

本市の市政及び障害保健福祉行政の推進に当たり、日ごろから御理解及び御協力をいただき、ありがとうございます。

上記のことについては、重度障害者等包括支援の取扱いについて別紙 1～5 のとおり、共同実践の取扱いについて別紙 6 のとおり送付しますので、よろしくお願ひ致します。

なお、別紙 4 については、居住系サービスや日中活動系サービスを含めた事例について別紙 5 に記載されているため、重度障害者等包括支援の指定及び支給決定に係る成長段階において想定される組合せ（重度訪問介護及び居宅介護の提供）により記載しています。

## (別紙6) 精神障害に係る共同実践の取扱い

### 1 共同実践の考え方

共同実践とは、精神障害のある方の有する能力に応じて、社会復帰及び自立と社会経済活動の参加ができるよう、サービス提供に当たっては、日常生活を代行するのではなく、日常生活能力を向上させる視点に立ち、調理、買物、掃除及び洗濯等、家事援助の内容について、ヘルパーが対象者とともに家事を行うため、身体介護の支給決定を行うことです。

### 2 共同実践の経過

共同実践による身体介護の支給決定については、精神障害者居宅介護等事業が障害者自立支援法に移行した後も、従来どおり京都市の保健所で支給決定を行っています。

一方、障害者自立支援法の施行により、身体、知的及び精神障害のサービスが一元的な仕組となりましたが、身体、知的障害のみ又は身体、知的障害の重複障害については、国において、共同実践が認められていません。

他方、身体又は知的障害と精神障害の重複障害については、京都市の福祉事務所が支給決定を行う場合でも、上記1の考え方に基づき、精神障害の援助部分について、共同実践により身体介護の支給決定を行うことができます。

### 3 共同実践の対象者要件

保健所で支給決定を行う場合は、以下(1)及び(2)のいずれにも該当する必要があります。

福祉事務所で支給決定を行う場合は、以下(1)～(3)のいずれにも該当する必要があります。

#### (1) 精神障害があること

精神障害については、以下ア～オのいずれかに該当していることが要件となります。

- ア 精神障害者保健福祉手帳を有すること（京都市においては、「障害者手帳」と表記する、うぐいす色の手帳となります。）
- イ 精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類（国民年金や厚生年金等の年金証書等）により精神障害を確認できること
- ウ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類により精神障害を確認できること
- エ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）により精神障害を確認できること
- オ 医師の診断書（原則として精神科主治医が記載し、国際疾病分類ICD－10コードを記載するなど精神障害者であることを確認できる内容であること）により精神障害を確認できること

#### (2) 18歳以上であること

#### (3) 身体障害者手帳又は療育手帳を有すること

福祉事務所の支給決定については、身体又は知的障害を対象としているため、精神障害との重複障害を含め支給決定を行う場合は、これら手帳を有することが必要となります。

#### **4 支給決定の方法**

保健所又は福祉事務所の勘案において、共同実践の必要性を認める場合は、その援助部分について、身体介護により支給決定を行います。

なお、この勘案に当たっては、自立支援協議会における圏域ごとの地域協議会において、検討する場合があります。

#### **5 サービス提供の留意点**

共同実践のサービス提供については、ヘルパーが対象者とともに家事を行うことにより、家事の方法を教唆、助言及び指導するものであり、単なる声かけや見守りが共同実践となるものではありません。

#### **6 納付費請求の留意点**

共同実践のサービス提供については、福祉サービス受給者証の記載に基づき、身体介護により請求します。